

第3節 輸出の許可及び搭載確認

1 輸出の許可

システムを使用した輸出申告、積戻し申告及び展示等積戻し申告（以下この節において「輸出申告等」という。）が許可された場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

また、輸出申告等の許可に併せて保税運送が承認され、その保税運送承認期間の開始年月日（輸出許可日）及び終了年月日が自動的に払い出される。

なお、運送貨物の発送の日が輸出許可日と異なる場合は、運送貨物の発送の日を起算日として計算した期間を保税運送承認期間とする。

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
輸出許可通知情報 (大額)	別紙4（許可通知情報）参照	「大額・少額識別」欄に「L」（大額申告）、「申告等種別＊」欄に「E」（輸出申告）を入力した場合。	通関業者等 輸出者（注）
輸出許可通知情報 (少額)		「大額・少額識別」欄に「S」（少額申告）、「申告等種別＊」欄に「E」（輸出申告）を入力した場合。	
積戻し許可通知情報 (大額)		「大額・少額識別」欄に「L」（大額申告）、「申告等種別＊」欄に「R」（積戻し申告）を入力した場合。	
積戻し許可通知情報 (少額)		「大額・少額識別」欄に「S」（少額申告）、「申告等種別＊」欄に「R」（積戻し申告）を入力した場合。	
展示等積戻し許可通知情報 (大額)		「大額・少額識別」欄に「L」（大額申告）、「申告等種別＊」欄に「G」（展示等積戻し申告）を入力した場合。	
展示等積戻し許可通知情報 (少額)		「大額・少額識別」欄に「S」（少額申告）、「申告等種別＊」欄に「G」（展示等積戻し申告）を入力した場合。	
許可・承認貨物（輸出）情報	AAE4081	なし	通関蔵置場 (注)
輸出許可自動車情報	AAE4100	輸出抹消仮登録を証明する旨をシステムに登録している場合。	通関業者等

(注) 配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。

2 搭載確認通知書の提示

要搭載確認対象貨物については、航空会社により「搭載完了登録（便単位）」業務（業務コード：CLA01）、「搭載完了登録（AWB単位）」業務（業務コード：CLB01）又は「混載貨物搭載完了登録」業務（業務コード：CLH01）が実施されると、輸出申告等を行った通関業者等に「搭載確認通知情報（輸出申告）」（出力情報コード：AAT5011）又は「搭載確認通知情報（積戻し申告）」（出力情報コード：AAT5021）が配信されることにより、当該情報をもって、関税

法基本通達 67-1-20 (減免戻税等該当貨物に係る輸出許可書の提示) 又は 63-18 (到着の確認を受けた積戻し許可書の提示) に規定する輸出許可書又は積戻し許可書の税関 (通関担当部門) への提示を省略することができる。

ただし、税関 (通関担当部門) から、「搭載確認通知情報 (輸出申告)」 (出力情報コード: AAT5011) 又は「搭載確認通知情報 (積戻し申告)」 (出力情報コード: AAT5021) 等の提示を求められた場合は、提示する。